

## 第1次選考一部免除の条件(他都道府県現職教員と講師等経験者)

### の詳細(実施要項12~13ページ関連)

#### ○現に他の都道府県の国公立学校に勤務している教諭、養護教諭、栄養教諭

試験	免除対象となる者	免除対象となるための勤務経験期間
平成28年度福井県公立学校教員採用選考試験 (平成27年実施)	国立大学法人又は地方公共団体が設置する学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く)の主幹教諭、指導教諭、教諭、又は養護教諭、栄養教諭として <b>平成27年3月31日までに継続して2年以上の勤務経験</b> (休職、育児休業の期間を除く)があり、かつ出願時も引き続き任用中の者	平成27年4月1日現在で <b>勤務経験2年以上</b>
平成29年度福井県公立学校教員採用選考試験 (平成28年実施予定)	…同上… として <b>平成28年3月31日までに継続して3年以上の勤務経験</b> (休職、育児休業の期間を除く)があり、かつ出願時も引き続き任用中の者	平成28年4月1日現在で <b>勤務経験3年以上</b>
<b>以降、年度当初において、他の都道府県で勤務経験3年以上(休職、育児休業の期間を除く)の者が対象となる。</b>		

#### ○講師等経験者

	免除対象となる者
平成28年度福井県公立学校教員採用選考試験 (平成27年実施)	<p>(ア) 平成27年度教員採用選考試験(平成26年実施)の第1次選考不合格者および第2次選考不合格者のうち、「一般教養」と「教職専門」の両方が基準に達していた者で、以下の「講師等の条件」を満たす者。<b>ただし、この場合の第1次選考一部免除は平成28年度福井県公立学校教員採用選考試験(平成27年実施)の1回限りとする。</b></p> <p>(イ) 受験時に教職大学院(学校教育法設置基準に基づき設置された教職大学院)2年在学者で、平成26年度または平成27年度教員採用選考試験を受験し、そのうち直近の試験において「一般教養」と「教職専門」の両方が基準に達していた者で、専修免許状を平成28年3月31日までに取得見込の者</p> <p>(ウ) 平成25年度福井県公立学校教員採用選考試験における第2次選考受験者のうち、平成28年度福井県公立学校教員採用選考試験第1次選考一部免除受験が連続3回目の者で、以下の「講師等の条件」を満たす者(平成25年度選考までの受験者に対する経過措置)</p>

#### 「講師等の条件」

- 平成27年度教員採用選考試験の第1次選考試験受験後に、福井県内の学校(学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く)において、以下(1)(2)に示した免除対象となる講師等で**6か月以上**(所属長から6か月以上任用される見込であることを証明された者も含む)の勤務実績を有すること。  
ただし、非常勤講師の場合は、授業を**週5時間以上**行っていること。
- 大学または大学院在籍中(通信教育受講生、科目等履修生等を除く)に、平成27年度教員採用選考試験(平成26年実施)を受験した者は、福井県内の学校(学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く)において、以下の(1)(2)に示した免除対象となる

講師等で**30日以上**（見込を含む）の勤務実績を有すること。

ただし、非常勤講師の場合は、授業を**週5時間以上**行っていること。

※ 養護教諭、栄養教諭関連の非常勤の場合「週5時間以上の授業」の条件は問わない。

## （1）福井県採用の講師等の場合

講師の種別（辞令上の標記） ○印は任用事由		免除対象	必要な手続き
臨時的任用	<b>「講師」</b> ○欠員補充 ○病休代替教職員 ○産休代替教職員 ○育休代替教職員 ○介護休暇代替教職員 ○休職代替教職員 など <b>「養護助教諭」</b> ※1 <b>「学校栄養職員補助」</b> ※2	○ ※1 は養護教諭受験の場合、※2 は栄養教諭受験の場合に対象となる。	辞令の写し等を添付して提出
	<b>「寄宿舎指導員」「実習助手」「事務職員補助」 「技術職員」</b>	×	
非常勤	[県立学校]… <b>「非常勤講師」</b> ○教科補充 ○病休代替教職員 ○介護休暇代替教職員 ○初任研代 [小中学校]…辞令文「福井県教育委員会事務局職員（非常勤）に採用する。～教育委員会に派遣する。」 ○小規模中学校補充教員 ○育児短時間勤務非常勤講師 ○公立小・中学校適正規模化支援非常勤講師 ○特別支援非常勤講師 ○長期研修代など	○	辞令の写し等を添付して提出
	[県立学校] <b>「非常勤舎監」「非常勤助手」 「非常勤寄宿舎指導員」「非常勤宿直員」</b> [小中学校]…辞令文「福井県教育委員会事務局職員（非常勤）に採用する。～教育委員会に派遣する。」 ○特別非常勤講師 ○低学年生活支援員など教員免許が必要条件となっていないもの	×	

（前頁の表の脚注）

※ 小中学校の非常勤講師の辞令文は同様となっていますので、任用事由によって、一部免除の対象要件を満たさないものがあります。任用事由が不明である場合には所属長にご確認ください。

## （2）福井県内の市町採用および福井県内の国立・私立学校の講師等の場合

### 【条件】

教員免許の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。

※チームティーチング（TT）による授業も可。

### 【手続】

上記の条件を満たすことや講師の内容を証明する書面を提出する。

※市町の採用の場合は該当市町教育委員会が証明する。

※国立大学法人附属の小学校、中学校、特別支援学校および私立学校の場合は任命権者が証明する。